

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 4 月 1 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 3 名 欠席者 1 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	欠席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 島 寄 弘 一 朗

審 議 事 項

- | | | |
|---------------|--------------------------------|-------|
| (1) 議案第 7 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (2) 議案第 8 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請 | 1 件 |
| (3) 議案第 9 号 | 農用地利用集積等促進計画について | 5 件 |
| (4) 議案第 1 0 号 | 農地法に規定する農地に該当しない非農地判断 | 3 4 件 |
| (5) 報告第 7 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 項の規定による届出受理報告 | 1 件 |
| (6) 報告第 8 号 | 許可不要転用届受理報告 | 1 件 |
| (7) 報告第 9 号 | 使用貸借による解約通知受理報告 | 1 件 |
| (8) その他 (1) | 令和 7 年春季農作業賃金について | |

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 2 時 0 0 分

令和 7 年 4 月 農業委員会 議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和 7 年第 4 回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2 番委員と 3 番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第 7 号農地法第 3 条の規定による許可申請があったので許可を求めます。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 7 号 朗読

この件につきましては譲受人が転入するに伴い、住居とともに農地を譲り受けるものです。移転後はレモン等の果樹を栽培して利用します。

全部効率利用要件である農地法第 3 条第 2 項第 1 号関係については、譲受人は、レモン等の果樹を栽培し農地の全てを効率的に利用しますので、事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用する要件を満たしております。

次に、農作業常時従事要件である農地法第 3 条第 2 項第 4 号関係については、譲受人が当該農作業を行う必要がある限りその作業に従事しますので、権利を取得する者が事業に必要な作業に常時従事する要件を満たしております。

最後に、地域との調和要件である農地法第 3 条第 2 項第 6 号関係については、権利を取得しようとする者がその取得後において行う事業の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に影響を及ぼすことなく作業をしますので、地域農業に支障を生じない要件を満たしております。

場所は、第 4 区荒穂神社南側付近の圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

形が悪く、荒れている所にレモン等の果樹を栽培するとのことですが、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 7 号 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 7 号 1 番は、全員一致で許可します。

次に、議案第 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請があったので許可をとめます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 8 号 朗読

この件につきましては、分家住宅を建設するために農地を転用するものです。

申請理由につきましては、祖父母が高齢になり介護が必要になったことから自宅に隣接する農地の一部485㎡を転用しに分家住宅の建設を計画したものです。

その他の候補地についても検討をされましたが、要件が合わず、この土地を選定されています。

今回の申請地農地区分要件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の、生産力の低い農地であることから、第 2 種農地「第 2 の 1 の (1) のカの (ア) 」に該当し、許可基準は周辺の土地に立地することが困難な場合は許可し得る「第 2 の 1 の (1) のカの (イ) 」に該当すると考えております。

場所は第 6 区城戸 IC 西側にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

8 番委員

譲渡人は高齢で農業を続けることが難しいため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 8 号 1 番について許可したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 8 号 1 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号農地中間管理事業の促進に関する法律の規定による申出があったので意見を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号1番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

管理はしてあったため問題ないと思われる。

中山間の協定に入り、先輩の農業者の方が面倒みるとのこと。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号1番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号1番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号2番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第4区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

管理はしてあったため問題ないと思われる。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号2番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号2番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号3番朗読

この件につきましては、借り手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第6区基山PA付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

園部推進委員

期間3年間だと短いので長くしてもらいたい。

8番委員

田んぼも道も広い。

管理してもらえれば問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号3番について意見を決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号3番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号4番から5番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号4番

この件につきましては、貸し手の高齢化により使用貸借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第1区馬場集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

2番委員

借り人は農地の管理をしっかり行っているため、権利を再設定して問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号4番について意見を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第9号4番について、全員一致で決定します。

次に、議案第9号5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号5番

この件につきましては、貸し手の要望により使用貸借権を設定するものです。期間は3年です。場所は、第4区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

物納はトラブルの元になるため、契約書を準備していただければ問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第9号5番について意見を決定したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 9 号 5 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 10 号農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 10 号 1 番から 34 番 朗読

農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない非農地判断について判断をお願いします。

一筆ごとに位置と現況を投影しますので、確認をお願いします。

非農地と判断された土地については、町の農地台帳から除外したので、法務局で地目変更登記を行うよう通知します。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

各担当地区委員

管理がされていない、周辺も山林である等の理由により非農地でよいと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 10 号 1 番から 34 番については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 10 号 1 番から 34 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 7 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 7 号 1 番 朗読

この件につきましては、譲受人が市街化区域にある農地を宅地として造成するために、農地を転用するものです。届出を受理し受理通知書を交付します。

場所は第9区川端通集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第7号1番を終わります。

次に、農地法施行規則該当転用について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第8号1番 朗読

この件につきましては、基山町が土地を収用し道路用地として造成するものです。届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第4区仁連寺集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6番委員

問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第8号1番を終わります。次に、報告第9号使用貸借による解約通知があったので、受理したことを報告します。事務局より説明をお願いします。

事務局 報告9号1番 朗読

この件につきましては、貸し手の要望により解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は、第1区町営球場北側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので報告第9号1番を終わります。

次に、その他（1）令和7年春季農作業標準賃金について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他（1）

この件につきましては、毎年春と秋の２回、農作業標準賃金を算定し、農業委員会に承認をいただいた後、参考価格として公表するものです。額については、油類の価格及び近代化資金貸付利率の変動に伴って上下しますが、今回は、貸付利率の上昇と油類の価格の上昇に伴い微増となっております。

委員会で承認をいただきましたら、５月１日の広報に掲載したいと思います。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

意見がないようでしたら、その他（１）について、承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

その他（１）について、全員一致で承認します。５月１日の広報に掲載したいと思います。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和７年４月１日

署名人

議 長

委 員

委 員